

アルー株式会社

証券コード：7043

alue

第20期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年3月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所

東京都千代田区九段北一丁目13-5
ヒューリック九段ビル2階
本社 カンファレンスルーム

議決権行使期限

2023年3月28日（火曜日）
午後6時まで

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年の株主総会へのご出席はお控えいただき、同封の議決権行使書用紙による議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。

目次

第20期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	21
計算書類	34
監査報告書	41
株主総会参考書類	48
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	

証券コード 7043
2023年3月13日
(電子提供措置の開始日2023年3月7日)

株主各位

東京都千代田区九段北一丁目13番5号
アルー株式会社
代表取締役社長 落合文四郎

第20期 定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.alue.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「アルー」または証券「コード」に「7043」(半角)を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月28日(火曜日)午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目13番5号 ヒューリック九段ビル2階
本社カンファレンスルーム
3. 目的事項
報告事項
 1. 第20期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
当日ご出席の方へのお土産のご用意はございません。予めご了承ください。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

〔2022年1月1日から〕
〔2022年12月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、ウィズコロナの下で、感染症拡大防止への継続的な取り組み等各種政策の効果もあって景気に持ち直しの動きがみられます。一方で物価上昇や金融資本市場の変動等の影響もあり、先行きが不透明な状況は続いております。

当社グループの属する人材育成業界においては、感染拡大防止の観点から、多くの企業において在宅・テレワークが推進され、一か所に集合して行う集合研修だけでなくオンラインでの研修実施やeラーニングの利用が促進され、定着してきております。

このような環境の中、当連結会計年度においては、每期大規模に実施している国内大手法人顧客向けの新人研修をオンライン・オフラインの手法にとらわれない形で実施することに注力しながら、eラーニングの拡大やetudesの機能強化等、事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

当社グループは、人材育成事業の単一の報告セグメントであります。経営成績の概況についてはセグメントに代えてサービス別に記載しております。なお、eラーニング売上については、当社の事業展開の実態と合わせるために当連結会計年度の期初より法人向け教育の売上からetudes売上へ変更しており、以下の前期比較については前連結会計年度の数値を変更後の数値に組換え、前年同期比を算出しております。

1. 法人向け教育

<教室型研修>

教室型研修の当連結会計年度における売上高は、研修のオンライン化が定着したことに加え、行動制限の解除に伴って集合研修の実施も増加しており、既存顧客に対する研修や新人研修が数多く実施されたことで順調に推移し、過去最高の売上高を計上することができました。

以上の結果、教室型研修の売上高は、2,079,885千円(前年同期比17.0%増)となりました。

<グローバル人材育成>

海外派遣型研修やビジネス英会話サービスの「ALUGO」を提供しているグローバル人材育成の当連結会計年度における売上高は、教室型研修と同様に研修のオンライン化が定着したことや、渡航制限の緩和により海外派遣研修が再開されたことで堅調に推移いたしました。

以上の結果、グローバル人材育成の売上高は、253,386千円(前年同期比0.1%増)となりました。

上記のとおり、法人向け教育は、研修のオンライン化が定着したことに加え、毎期大きく売上を計上している新人研修における集合研修の実施が回復してきたことや、既存顧客に対する売上が増加したことで、法人向け教育の当連結会計年度における売上高は2,333,271千円(前年同期比14.9%増)となりました。

2. etudes

<etudes>

クラウド型eラーニングシステム「etudes」の当連結会計年度における売上高は、人材育成におけるeラーニングの利用やラーニングマネジメントシステムの活用が注目度を増し導入を進める企業が増えていることから、ストック性の高いASP売上が堅調に積み上がりました。

以上の結果、etudesの売上高は、307,618千円(前年同期比16.6%増)となりました。

3. その他

<海外教室型研修>

当社の海外子会社が現地法人向けに提供している海外教室型研修の当連結会計年度における売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大による、渡航制限や現地での移動制限が緩和されつつある状況に伴い、順調に推移しました。

以上の結果、海外教室型研修の売上高は、131,294千円(前年同期比29.4%増)となりました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は、2,772,184千円(前年同期比15.7%増)と前年同期に比べ375,950千円増加いたしました。

当連結会計年度の利益面においては、前述のとおり教室型研修の売上高が過去最高となったこと等により、売上総利益が前年同期に比べ大きく伸長しました。

一方で、2021年12月23日に開示しております中期経営計画で発表しておりますとおり新規顧客の獲得強化やetudesへの事業投資などを重点投資項目として位置づけ、人材の獲得や販売促進活動の強化、次世代etudesの開発に注力してまいりました。

そのため、販売費及び一般管理費において人件費や採用費、広告宣伝費や販売促進費が増加する傍ら、eラーニングの受け放題を始めとするサービスをセットにした「etudes Plus」のリリースや営業・マーケティングに係る人員増強による体制強化を果たすことができました。

また、営業外損益では、当連結会計年度の為替相場の変動が大きかったために、想定よりも為替差損が増加いたしました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度における営業利益は230,756千円(前年同期比17.1%減)と前年同期に比べ47,602千円の減少、経常利益は227,582千円(前年同期比18.8%減)と前年同期に比べ52,591千円の減少、親会社株主に帰属する当期純利益は、166,865千円(前年同期比9.0%減)と前年同期に比べ16,423千円の減少となりました。

なお、新型コロナウイルスに関連する感染症の事業への影響につきましては今後も注視してまいります。

当社グループは単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、45,616千円(無形固定資産を含む)となりました。主な内訳は、ソフトウェア37,542千円となります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

項目 \ 期別	第17期 (2019年12月期)	第18期 (2020年12月期)	第19期 (2021年12月期)	第20期 (2022年12月期)
売上高	2,509,933千円	1,819,626千円	2,396,234千円	2,772,184千円
経常利益又は 経常損失 (△)	160,808千円	△216,934千円	280,173千円	227,582千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	115,728千円	△191,464千円	183,288千円	166,865千円
1株当たり 当期純利益又は当期純損失 (△)	45.68円	△75.94円	72.59円	65.89円
総資産	1,283,814千円	1,945,584千円	2,017,716千円	1,855,824千円
純資産	1,055,125千円	844,345千円	1,037,723千円	1,203,218千円
1株当たり純資産	419.07円	334.58円	410.24円	474.50円

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式数により算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

a. 親会社の状況

該当事項はありません。

b. 子会社の状況

名称	出資比率	主要な事業内容
艾陸企業管理諮詢(上海)有限公司 (中国)	100%	人材育成事業
Alue India Private Limited (インド)	100%	人材育成事業
ALUE SINGAPORE PTE. LTD. (シンガポール)	100%	人材育成事業
ALUE PHILIPPINES INC. (フィリピン)	100%	人材育成事業
ALUE TRAINING CENTER, INC. (フィリピン)	40.0%	人材育成事業

(注) ALUE TRAINING CENTER, INC.は、当社の出資比率は40.0%ですが、支配力基準の適用により連結子会社としております。

(6) 対処すべき課題

当社は、「夢が溢れる世界のために、人のあらゆる可能性を切り拓きます。 - all the possibilities -」というMissionに基づき、様々な業界、企業で活躍する人材を人材育成事業によって支援しております。

多くの企業において人材育成の必要性は認知されており、市場規模は安定的ではあるものの、投資対効果が見えづらいために、大きく成長する市場ではありませんでした。しかし、労働人口の長期的な減少を背景とした、労働生産性向上のニーズの高まりや、AI技術の革新による人の付加価値向上ニーズによって人材育成業界への期待は高まっています。この期待に応えるには『育成の成果』を明らかにし、より大きな投資に見合うサービスであるという認知の獲得が必要と考えております。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、多くの企業において在宅・テレワークが推進され、オンラインでの研修実施やeラーニングの利用が促進され、定着してきております。

そのような状況下で、当社の中長期でのさらなる事業成長や企業価値を向上させていくことは大変重要な課題であると認めております。

以上のことから対策として以下の施策を実施してまいります。

1. 新規顧客獲得の強化

当社は、国内の大企業法人が主要な顧客層であり、個別最適化されたソリューションを提供しながら顧客単価の向上を図ることで、事業の成長拡大を継続してまいりました。この取り組みにより既存の顧客基盤がこれまでより充実したことから、今後は新規の顧客を獲得することによる事業規模の拡大に注力してまいります。

具体的には、営業の機能分化を進め、効率化・戦力スピードの向上を目的とした営業組織の拡充に伴う人員採用活動を継続し強化していくことや、新規顧客の開拓量増加を目的としたマーケティングツールの導入等、販売促進活動への積極的な投資を継続することで、新規顧客獲得を強化し、売上高の向上につなげ事業の成長に取り組んでまいります。

2. etudes事業への投資及びeラーニングへの投資

当社のクラウド型eラーニングシステム「etudes」は、eラーニングの視聴からeラーニング等の受講状況の管理や、効果測定等が総合的に可能なラーニングマネジメントシステム(LMS)となっております。今後当社の成長を実現するためには、この「etudes」システムの機能開発や性能強化、認知度の向上がより重要となってまいります。そのため、当社

は次世代の「etudes」の開発に引き続き取り組んでいくことで新サービスのリリースや機能追加等を継続することや、これまで以上の積極的なマーケティング活動への投資を行っていくことで、etudes事業の成長拡大に邁進してまいります。

3. 育成成果施策

当社は投資対効果を明らかにする育成の成果の可視化だけでなく、育成の成果を最大化するために、蓄積された測定データを活用し、顧客企業ごとに最適化されたサービス提供が必要と考えてまいりました。

そのために当社は、顧客ニーズに沿ったカスタマイズが必須であると考え、カスタマイズチームを持ち、蓄積されたノウハウやデータを活用して、顧客企業の課題を解決する育成ソリューションを今後も提供してまいります。

研修後、職場において受講生が自分の力で経験から学習し、成長を続ける力である自己成長力を高めることを目的としたWEBサービスの「自己成長力支援サービス」や、研修後の行動実践を促して振り返りによる改善を支援し、受講生・運営管理者にとっての「手軽さ」を追求したWEBサービスである「アクションプラン実践支援サービス」などを提供する「WorkPlaceサービス」を通し、顧客企業ごとに個別最適化された育成ソリューションを提供し、育成の成果の最大化を実現するためにソリューションに対する研究開発活動を継続してまいります。

4. 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社連結子会社並びに各事業の取引態様に即した内部管理体制を構築するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

今後は、上記に加え、情報マネジメントシステムの構築に注力し、データを安全で効率的に管理する体制の強化をさらに進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容

法人顧客の従業員に対する、「人材育成事業」を行っております。

(8) 主要な営業所（2022年12月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号
関西支社	大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号
名古屋支社	名古屋市中区錦二丁目19番1号
艾陸企業管理諮詢(上海)有限公司（中国）	中華人民共和国上海市
Alue India Private Limited（インド）	Gurugram Haryana India
ALUE SINGAPORE PTE. LTD.（シンガポール）	NORTH BRIDGE RD Singapore
ALUE PHILIPPINES INC.（フィリピン）	Makati City Philippines
ALUE TRAINING CENTER, INC.（フィリピン）	Makati City Philippines

(9) 従業員の状況（2022年12月31日現在）

期末従業員数	前連結会計年度末比増減
190名	30名増

(注) 上記従業員数には、使用人兼取締役及び臨時雇用者数（パートタイマー及び派遣社員）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先（2022年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	150,582千円
株式会社三菱UFJ銀行	110,029千円
株式会社りそな銀行	90,000千円
株式会社商工組合中央金庫	47,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

株式の状況

- | | | |
|-------------|------|------------|
| a. 発行可能株式総数 | 普通株式 | 8,000,000株 |
| b. 発行済株式の総数 | 普通株式 | 2,554,400株 |
| c. 株主数 | | 920名 |
| d. 大株主 | | |

株主名	持株数	持株比率
落合文四郎	802,000株	31.6 %
株式会社フォーティシクスアーズ	442,200株	17.4 %
池田祐輔	92,800株	3.7 %
新井友行	87,300株	3.4 %
アルー社員持株会	79,853株	3.1 %
株式会社SBI証券	69,601株	2.7 %
稲村大悟	66,300株	2.6 %
JPMorgan証券株式会社	66,200株	2.6 %
株式会社こやの	50,000株	2.0 %
田淵紀滋	42,700株	1.7 %

- (注) 1. 当社は自己株式18,644株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。

e. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	3,000株	2名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2016年12月22日	2017年12月19日
新株予約権の対象者	当社の取締役及び従業員	当社の取締役及び従業員
新株予約権の数	467個	128個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	当社普通株式 46,700株	当社普通株式 12,800株
新株予約権の払込金額	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使金額	500円	500円
権利行使期間	2018年12月23日から 2026年12月22日まで	2019年12月20日から 2026年12月22日まで
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注1)
役員の保有状況	対象者	取締役(注2)
	新株予約権の数	420個
	保有者数	1人

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりです。

- ①対象者が、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。
 - ②前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 社外取締役及び監査役は新株予約権を保有していません。
3. 当社は2018年9月11日付で普通株式1株につき普通株式100株とする株式分割を行っており、上記記載の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「権利行使時1株当たりの行使金額」は調整後の内容となっております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	落 合 文四郎	
取 締 役	池 田 祐 輔	執行役員 社長室管掌社長室長
取 締 役	稲 村 大 悟	執行役員 コーポレート管掌コーポレート部長
取 締 役	西立野 竜 史	株式会社NEUTRON 代表取締役社長
監 査 役	荒 幡 義 光	
監 査 役	富 永 治	公認会計士富永治事務所 所長
監 査 役	和 田 健 吾	株式会社エイ・アイ・パートナーズ 代表取締役 エイ・アイ・パートナーズ税務会計事務所代表 株式会社じげん 監査役 クラウドエース株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役西立野竜史は、社外取締役であります。
 2. 監査役荒幡義光、富永治及び和田健吾は、社外監査役であります。
 3. 当社は取締役西立野竜史、監査役荒幡義光、富永治及び和田健吾を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役富永治は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。和田健吾は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社では、業務執行をより機動的に行い、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。上記の取締役を除く執行役員は2名で高木康平と山野高将です。
 6. 荒幡義光は、2022年3月29日開催の第19期定時株主総会にて監査役に新たに選任され、就任しております。
 7. 神沢學は、2022年3月29日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423

条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項で定める額を損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

a. 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職・監督者の地位にある従業員

b. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

a. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	69,062 (4,800)	59,051 (4,800)	7,720 (-)	2,290 (-)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	15,542 (15,542)	15,542 (15,542)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	84,604 (20,342)	74,593 (20,342)	7,720 (-)	2,290 (-)	8 (5)

(注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は「b. 役員報酬の額の決定に関する方針及びその算定方法」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項 e. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

2. 取締役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内(うち社外取締役分20,000千円以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。また、金銭報酬とは別枠で、2020年3月27日開催の定時株主総会におい

て、株式報酬の額として年額10,000千円以内、株式数の上限を14,500株以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。

3. 監査役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。
4. 業績連動報酬等につきましては、当社事業の成果が測りやすく、透明性や客観性があることから単年度の連結営業利益を評価指標として設定しております。業績連動報酬等の額は、別途定めた報酬テーブルにより当連結会計年度の単年度連結営業利益の4%を上限原資とし、個人別の額については各取締役に対する評定に基づき決定しております。当連結会計年度の営業利益の金額については、連結損益計算書に記載のとおりです。
5. 取締役会は、代表取締役社長に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

b. 役員報酬の額の決定に関する方針及びその算定方法

(役員報酬等に関する基本方針)

当社の役員報酬については、事業を成長させる優秀な経営人材を確保できる報酬水準であること、役員が成果創出にコミットメントする動機づけを高める報酬体系であること、報酬の決定プロセスは客観的で透明性の高いものとするを基本方針としております。

(社内取締役の報酬等の算定方法及び決定に関する方針)

当社の社内取締役の報酬の算定方法及び決定に関する方針は、基本方針を基に外部のデータベースサービスをもとに国内の同業種や同規模企業の役員報酬水準をベンチマークとしたうえで、別途定める報酬テーブルに準じて決定した金銭を基本報酬として、同様に譲渡制限付株式を長期のインセンティブとして、報酬テーブルに個々の成果に応じた評価を反映した金銭を業績連動報酬として支給することとしております。業績連動報酬については、当社事業の成果が測りやすく、透明性や客観性があることから単年度の連結営業利益を評価指標として設定しております。

報酬構成のイメージは以下のとおりです。

	支給方法	業績連動指標
基本報酬	金銭	—
業績連動報酬	金銭	単年度連結営業利益
譲渡制限付株式報酬	譲渡制限付株式	—

報酬の決定に関しては、上記方針により算定される金額について取締役会より代表取締役社長落合文四郎に一任され、監査役会の意見を踏まえたうえ決定されることとしており

ます。

(社外取締役の報酬)

独立性を確保する観点から、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は導入せず、基本報酬のみとし、代表取締役社長落合文四郎に一任され、監査役会の意見を踏まえたうえ決定されることとしております。

(監査役の報酬)

取締役の監督にあたる役割であり、その職務に鑑みて業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は導入せず、基本報酬のみとし、監査役会において協議のうえ決定されるものとしております。

(5) 社外役員に関する事項

a. 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当社との関係
取締役	西立野竜史	株式会社 N E U T R O N	代表取締役社長	特別の関係はありません。
監査役	富永 治	公認会計士富永治事務所	所 長	特別の関係はありません。
監査役	和田 健吾	株式会社エイ・アイ・パートナーズ	代 表 取 締 役	特別の関係はありません。
		エイ・アイ・パートナーズ 税 務 会 計 事 務 所	代 表	
		株 式 会 社 じ げ ん	監 査 役	
		ク ラ ウ ド エ ー ス 株 式 会 社	監 査 役	

b. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	西立野竜史	当事業年度中に開催された取締役会20回のうち全て出席し、主に出身分野である戦略コンサルティングファームを通じて培ったコンサルタントとしての経験と経営に関する幅広い知見から適宜発言を行っております。
監査役	荒幡 義光	社外監査役就任後に開催された取締役会15回のうち全て、監査役会16回のうち全て出席し、主に金融機関及び上場企業において培ってきた豊富な経験と専門的知見から適宜発言を行っております。
監査役	富永 治	当事業年度中に開催された取締役会20回のうち全て、監査役会21回のうち全て出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的知見から適宜発言を行っております。
監査役	和田 健吾	当事業年度中に開催された取締役会20回のうち全て、監査役会21回のうち全て出席し、主に公認会計士及び税理士として培ってきた豊富な経験と専門的知見から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	26,880千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,880千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役及び使用人が法令や社会的規範を遵守し、事業活動を遂行するための行動規範として、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、法令遵守の徹底を図る。
 - b. 法令及び定款等の遵守体制の確立、維持、向上のための活動を推進する「リスク・コ

- ンプライアンス等管理委員会」を設置する。
- c. 取締役及び使用人に対して継続的なコンプライアンス教育を実施するほか、社内イントラネットへ規程やマニュアル等を掲示し、遵守すべき法令及び定款等の周知徹底、コンプライアンス体制の整備、充実を図る。
 - d. 内部通報制度を整備し、取締役及び使用人が報告、相談できる内部通報窓口を社内及び社外に設置し、法令違反及び不正行為等を早期に把握、改善し、再発防止に取り組む。
 - e. 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社における業務遂行及びコンプライアンスの遵守状況を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。
 - f. 反社会的勢力への対応について、方針及び規程を定め、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための組織体制を確保する。
 - g. 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制体制を整備するとともに、継続的にその有効性を評価し、維持、改善を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報は、法令及び当社の「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、文書又は電子媒体に記録し、保存及び廃棄する。
 - b. 文書、情報の管理責任部署は、社内規程の定めるところとし、取締役及び監査役は、これらの情報、文書を常時閲覧できる。
 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスクマネジメント体制の確立・維持・向上のため、「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、リスク・コンプライアンス等管理委員会を設置する。
 - b. リスク・コンプライアンス等管理委員会は、全社的なリスクを統括的に管理し、想定されるリスクの特定、評価を行い、対策を講じるリスク及び対応部署を決定し、組織的対応を推進する。
 - c. 緊急事態が発生した場合は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
 - d. 内部監査部門は、当社及び子会社におけるリスク管理体制を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。
 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 原則として、月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、

- 法令及び定款並びに「取締役会規程」に定められた重要事項の意思決定を行う。
- b. 取締役は、取締役会において定めた中期経営計画、単年度予算、重要事項に基づき、適正かつ効率的に職務執行を行い、進捗状況を取締役会へ報告する。
 - c. 取締役会における意思決定を迅速に行うために、取締役及び取締役会で選任された執行役員は、取締役会において決定した方針に基づき、経営に関する重要な事項について、事前に十分な検討を行う。
 - d. 「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を定め、職務執行の範囲及び責任権限を明確にする。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 総合的な事業の発展を図るために、「関係会社管理規程」において、関係会社に関する管理上の基本事項を定め、管理を行うとともに、状況に応じて、取締役及び監査役を派遣し、経営状況の把握、業務の適正を推進する。
 - b. 子会社を統括する所管部門を設置し、経営目標を達成できるよう管理指導を行い、一定の職務執行については、「関係会社管理規程」に基づき、当社の承認又は報告を行う体制とする。
 - c. 子会社は、所管部門の指導の下、職務執行を適正かつ効率的に行える体制を整備する。
 - d. 監査役及び内部監査部門は、子会社の監査を実施し、適宜改善指導等を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は、監査役の指揮、監督の下、職務を執行する専任の補助使用人を選任する。
 - b. 監査役の補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役の承認を要する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- a. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項の他、監査役からの要請に応じて報告及び情報提供を行う。
 - b. 監査役は、取締役会、経営会議の他、重要な会議への出席、稟議書等の業務執行に関する重要な文書の閲覧により、職務の執行状況の把握及び報告を受けるとし、適宜監査役会へ報告する。
 - c. 監査役への報告、相談を行ったことを理由として、当社及び子会社の取締役並びに使用人に対して、不利益な取扱いがされないことを徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、原則として月1回監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査役相互の情報共有、協議を行う。
- b. 監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査部門と相互に緊密な連携及び情報交換を行い、監査の有効性及び効率性の確保を図る。
- c. 監査役が職務の執行に係る費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は監査役の職務の執行に必要なではないことが明らかな場合を除き、当社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

1. 主な会議の開催状況として、取締役会は20回開催され、取締役の職務遂行の適法性を確保し、取締役の職務遂行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は21回、リスク・コンプライアンス等委員会は6回開催いたしました。
2. 監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査担当、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
3. 内部監査担当は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び業務の監査、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の充実を図りつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり7円の配当を予定しております。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として行うことができる旨を定款に定めておりますが、期末配当の年1回を基本方針としております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

本事業報告に記載の金額及び株式数並びに比率は、表示単位未満を切捨てております。

連結貸借対照表
(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,650,613	流 動 負 債	436,007
現金及び預金	1,096,064	買掛金	52,983
売掛金	503,002	1年内返済予定の長期借入金	183,463
仕掛品	282	未払金	61,761
その他	51,264	未払費用	40,191
固 定 資 産	205,210	未払法人税等	8,897
有 形 固 定 資 産	26,083	契約負債	26,554
建物附属設備	39,993	役員賞与引当金	7,720
減価償却累計額	△18,681	その他	54,436
建物附属設備(純額)	21,311	固 定 負 債	216,598
その他	43,782	長期借入金	214,148
減価償却累計額	△39,011	その他	2,450
その他(純額)	4,771	負 債 合 計	652,605
無 形 固 定 資 産	86,285	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	46,802	株 主 資 本	1,167,618
のれん	10,406	資本金	365,280
その他	29,077	資本剰余金	345,280
投 資 そ の 他 の 資 産	92,841	利益剰余金	476,200
差入保証金	56,911	自己株式	△19,143
繰延税金資産	25,292	その他の包括利益累計額	35,600
その他	10,637	為替換算調整勘定	35,600
資 産 合 計	1,855,824	純 資 産 合 計	1,203,218
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,855,824

連結損益計算書

〔2022年1月1日から
2022年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,772,184
売 上 原 価		1,001,355
売 上 総 利 益		1,770,829
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,540,072
営 業 利 益		230,756
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	165	
助 成 金 収 入	570	
そ の 他	547	1,283
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,479	
為 替 差 損	858	
そ の 他	119	4,457
経 常 利 益		227,582
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		227,582
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	32,401	
法 人 税 等 調 整 額	28,314	60,716
当 期 純 利 益		166,865
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		166,865

連結株主資本等変動計算書

〔2022年1月1日から
2022年12月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2022年1月1日残高	365,280	345,280	329,153	△25,509	1,014,204	23,518	23,518	1,037,723
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			△17,706		△17,706			△17,706
親会社株主に帰属 する当期純利益			166,865		166,865			166,865
自己株式の処分		△2,111		6,366	4,255			4,255
自己株式処分差損の振替		2,111	△2,111		—			—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)						12,082	12,082	12,082
連結会計年度中の変動額合計	—	—	147,047	6,366	153,413	12,082	12,082	165,495
2022年12月31日残高	365,280	345,280	476,200	△19,143	1,167,618	35,600	35,600	1,203,218

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

艾陸企業管理諮詢(上海)有限公司

Alue India Private Limited

ALUE SINGAPORE PTE. LTD.

ALUE PHILIPPINES INC.

ALUE TRAINING CENTER, INC.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

PT.ALUE INDONESIA

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

PT.ALUE INDONESIA

(2) 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微である、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物附属設備 定額法 主な耐用年数3～18年

②無形固定資産

ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため計上しておりません。

②役員賞与引当金

役員への業績連動報酬の支払に備えるため、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する各サービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

①法人向け教育

法人向けに研修サービスの提供を行うことを履行義務としております。当該履行義務は、研修サービスを顧客に納品する一時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益認識しております。

②e t u d e s

法人向けにeラーニングシステムのプラットフォームの提供を行うことを履行義務としております。

月契約のASPサービスや保守運用サービスは、契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益認識しております。また、ASPサービスを契約している顧客先に対してコンテンツ等の制作物を納品する場合には、顧客の検収完了の一時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益認識しております。

③海外教室型研修

当社の海外子会社が現地法人向けに研修サービスの提供を行うことを履行義務としております。当該履行義務は、研修サービスを顧客に納品する一時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年で均等償却しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。また、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用により、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は当連結会計年度より、「契約負債」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

さらに、「収益認識に関する会計基準」第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 の株式数 (株)
普通株式	2,554,400	—	—	2,554,400

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当金額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	17,706	利益剰余金	7	2021年12月31日	2022年3月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当金額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 定時株主総会	17,750	利益剰余金	7	2022年12月31日	2023年3月30日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 59,500株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に教育研修サービスの提供を行うため、銀行借入により資金調達をしております。

資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行っております。なお、デリバティブに関連する取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容とそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金はすべて1年以内の支払期日であります。

借入金は、新型コロナウイルス感染症拡大に備えた資金及び当社グループの所要資金として調達したものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、年齢調べを実施し定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金のうち変動金利による銀行借入を行っているものについては、支払金利の変動リスクに晒されております。支払金利の変動リスクを抑制するために、複数の金融機関と取引をしており、支払金利の抑制に努めております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務は流動リスクに晒されておりますが、日次業務として手元資金の状況を把握するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	56,911	56,804	△107
資産計	56,911	56,804	△107
(1) 長期借入金（1年内返済予定 の長期借入金を含む）	397,611	397,611	—
負債計	397,611	397,611	—

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(※2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
差入保証金	—	56,911	—	—
合計	—	56,911	—	—

(※3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	183,463	161,196	52,952	—	—	—
合計	183,463	161,196	52,952	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	56,804	—	56,804
資産計	—	56,804	—	56,804
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	397,611	—	397,611
負債計	—	397,611	—	397,611

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、返還予定時期ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金は全て変動金利によるものです。変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	一時点で移転される財 又はサービス	一定の期間にわたり 移転されるサービス	合計
法人向け教育	2,333,271	—	2,333,271
e t u d e s	7,182	300,436	307,618
海外教室型研修	131,294	—	131,294
顧客との契約から生じる収益	2,471,748	300,436	2,772,184
外部顧客への売上高	2,471,748	300,436	2,772,184

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解する為の基礎となる情報

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

なお、履行義務を充足してから対価を受領する期間までの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	— 千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	— 千円
契約負債 (期首残高)	17,408 千円
契約負債 (期末残高)	26,554 千円

(注) 主にe t u d e s サービスにかかる顧客からの前受収益に関連するものになります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	474円50銭
1株当たり当期純利益	65円89銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表
(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,521,195	流 動 負 債	416,423
現金及び預金	976,829	買掛金	52,748
売掛金	493,275	1年内返済予定の長期借入金	183,463
仕掛品	282	未払金	63,274
前払費用	43,882	未払費用	36,462
関係会社短期貸付金	3,333	未払法人税等	8,826
貸倒引当金	△2,417	契約負債	13,940
その他	6,010	預り金	16,017
固 定 資 産	288,961	役員賞与引当金	7,720
有 形 固 定 資 産	21,896	その他	33,970
建物附属設備	34,518	固 定 負 債	216,180
減価償却累計額	△15,144	長期借入金	214,148
建物附属設備(純額)	19,374	その他	2,032
工具、器具及び備品	22,850	負 債 合 計	632,604
減価償却累計額	△20,328	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品(純額)	2,522	株 主 資 本	1,177,552
無 形 固 定 資 産	78,045	資本金	365,280
ソフトウェア	46,802	資本剰余金	345,280
のれん	10,406	資本準備金	345,280
その他	20,836	利益剰余金	486,134
投 資 そ の 他 の 資 産	189,019	その他利益剰余金	486,134
関係会社株式	101,895	繰越利益剰余金	486,134
長期前払費用	2,587	自己株式	△19,143
差入保証金	51,193	純 資 産 合 計	1,177,552
繰延税金資産	25,292	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,810,156
その他	8,050		
資 産 合 計	1,810,156		

損益計算書
〔2022年1月1日から
2022年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,640,890
売 上 原 価		1,034,385
売 上 総 利 益		1,606,505
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,395,272
営 業 利 益		211,233
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	204	
為 替 差 益	3,343	
そ の 他	161	3,708
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,479	3,479
経 常 利 益		211,463
税 引 前 当 期 純 利 益		211,463
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	28,900	
法 人 税 等 調 整 額	28,800	57,700
当 期 純 利 益		153,762

株主資本等変動計算書

〔2022年1月1日から
2022年12月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			
					繰 越 利 益 剰 余 金			
2022年1月1日残高	365,280	345,280	—	345,280	352,190	△25,509	1,037,241	1,037,241
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△17,706		△17,706	△17,706
当期純利益					153,762		153,762	153,762
自己株式の処分			△2,111	△2,111		6,366	4,255	4,255
自己株式処分差損の振替			2,111	2,111	△2,111		—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	133,944	6,366	140,310	140,310
2022年12月31日残高	365,280	345,280	—	345,280	486,134	△19,143	1,177,552	1,177,552

個別注記表

(重要な会計方針に係わる事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備 定額法 主な耐用年数 3～18年

工具、器具及び備品 定率法 主な耐用年数 4～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員への業績連動報酬の支払に備えるため、支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年で均等償却しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)
短期金銭債務 5,032千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額
営業取引 137,371千円
営業取引以外の取引 191千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：株)

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	24,844	—	6,200	18,644

(変動事由の概要)

減少数の内訳は次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 4,200株
新株予約権 (ストック・オプション) の行使による減少 2,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	17,249千円
貸倒引当金	740 //
投資有価証券評価損	4,593 //
敷金償却	2,105 //
株式報酬費用	2,692 //
事業税	2,382 //
未払費用	2,089 //
未払賞与	4,613 //
役員賞与引当金	2,364 //
資産調整勘定	4,593 //
その他	2,291 //
繰延税金資産小計	<u>45,715千円</u>
評価性引当額	<u>△17,990 //</u>
繰延税金資産合計	<u>27,725千円</u>
繰延税金負債	
保険積立金	<u>△2,432千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△2,432 //</u>
繰延税金資産純額	<u>25,292千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解する為の基礎となる情報については連結注記表「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	464円38銭
1株当たり当期純利益	60円72銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月3日

アルー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治
業務執行役員
指定有限責任社員 公認会計士 前田 啓
業務執行役員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルー株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年3月3日

アルー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治
業務執行役員
指定有限責任社員 公認会計士 前田 啓
業務執行役員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルー株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、毎月開催の監査役会において、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、監査役間で意見交換を行う他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準及び監査役会規程に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、随時質問及び意見を述べました。また、重要な会議議事録及び稟議書類等の決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室その他使用人等からその構築・運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画の説明を受け、協議を行うと共に、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）については、品質管理に関する新たな国際基準（国際品質マネジメント基準第1号、I S Q M 1）等の要求事項を満たすK P M G国際ナショナルの方針及び手続を適用するとともに、企業会計審議会が公表する監査基準、監査に関する品質管理基準、監査における不正リスク対応基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行なうとともに、その監査の実施の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については指摘すべき事項はなく、その整備・運用についても継続的な改善が図られているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお、会計監査人の職務が適正に実施されていることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

2023年3月5日

ア ル ー 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 (社 外 監 査 役)	荒	幡	義	光	印
社 外 監 査 役	富	永	治		印
社 外 監 査 役	和	田	健	吾	印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の充実を図りつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。かかる基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円 総額17,750,292円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月30日(木)

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

当社は、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(新設)	<u>2. 当会社は、株主総会の場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2022年3月29日開催の第19期定時株主総会において補欠監査役に選任された野口敏彦氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有株式数
のぐちとしひこ 野口敏彦	1981年 7月2日	2006年10月	柳田野村法律事務所入所 (現 柳田国際法律事務所)	一株
		2012年10月	(株)大和証券グループ本社 出向 (~2015年10月。以降、柳田国際法律事務所)	
		2017年2月	中島・宮本・溝口法律事務所 入所 (現 みおつくし法律事務所)	
		2022年7月	弁護士法人龍馬あおやま事務所 入所	

(注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 野口敏彦氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3. 野口敏彦氏が社外監査役として就任した場合、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行う予定であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由

野口敏彦氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を有しており、その専門的な知見を活かし、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。なお、野口敏彦氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

野口敏彦氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。当該保険は2023年12月に更新する予定であります。なお、野口敏彦氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者の範囲に含まれることとなります。

以上

株主総会会場ご案内図

■会場

東京都千代田区九段北一丁目13番5号
ヒューリック九段ビル2階 本社カンファレンスルーム
電話 (03) 6268-9791

■交通のご案内

- 東京メトロ東西線「九段下駅」
7番出口より 徒歩0分
- 東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線「九段下駅」
3b出口より 徒歩2分

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年の株主総会へのご出席はお控えいただき、同封の議決権行使書用紙による議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。

